

紛争解決手段としての企業分割に関する一考察

— 閉鎖的株式会社における紛争解決のための一方策として —

木 下 崇

はじめに

- 一、現行法制における企業分割—いわゆる「事実上の分割」—
 - 二、フランス商法典における企業分割法制
 - 三、企業分割と紛争解決
- むすび

はじめに

1 問題の所在

閉鎖的株式会社において、取締役が同数に分裂し業務に関する意思決定および業務執行が停滞してしまった場合、あるいは株主が分裂することにより会社の意思決定が行いえなくなった場合、株主は自らの利益を守るためにいかなる手段を採ることができるであろうか。また、閉鎖的株式会社において、その会社の運営・経営

がもつばら多数派株主により執り行われ、少数派株主は絶対的少数派としての地位にとどめられ、会社の経営への参画はおろか会社の意思決定に対しても何らの影響力を持つこともなく、さらに株主としての地位をもつことによる利益を全く得ることができないような場合についてはどうか。

この問題点については、すでに様々な方面からの研究がなされているところである。すなわち、株式買取請求権、会社解散請求権等といった既存制度の整備あるいは除名等の新たな制度の導入である。

これらはいずれも社員関係を解消し、出資の拘束を解き、投下資本を回収し、これをもとにして新たに出資をなすことができるようにするというものである。

しかしながら、これらの手段によるならば企業継続の利益(いわゆる going concern)を享受できないことになる。確かに、少数派株主に株式買取請求権を認めることにより投下資本回収を可能にするならば、残存株主による会社経営により企業継続を図ることは可能である。しかし、企業継続に利益は残存株主のためのみ存するものではない。多数派株主による抑圧的行為により、会社関係からの離脱あるいは会社関係の終了の選択を余儀なくさせられるような少数派株主の利益が問題となるときはなおさらである。

そこで、紛争当事者双方に企業継続の利益の享受を可能にしつつ、紛争解決を図る手段として考えられるのが会社分割による方法である。

会社分割に関しては、現行商法上明文の規定が存しない。これに対する実務からの要請もあり改正の対象とされ、その私案が公にされているところである。⁽¹⁾ 他方、規定は存しないが分割の必要性は存することから、事実上の分割が行われている。

本稿では、事実上の分割による紛争解決の可能性と問題点を明らかにし、すでに公にされている私案等を参考にしつつ、会社分割による紛争解決の可能性と問題点を検討することを目的としたい。

なお、検討を進めるにあたり事案の簡略化のため、とくにことわりのない限り、閉鎖的株式会社の株主であるA・Bが対立関係にあり、当該会社を分割することによりそれぞれが分割会社のひとつを完全に支配する状況の作出の可能性についてを中心として取り扱うこととしたい。

2 分割概念

まず、本稿における検討に先立ち、ここで扱う分割の概念について整理しておきたい。⁽²⁾

広く企業分割という場合には、会社が一部門を切り離して、既存のあるいは新設の別会社に移転することをいう。そして、分割会社と被分割会社の株式の取扱により「分社化」と「会社分割」とに分類される。前者は、分割会社の株式を分割後も存続する被分割会社が保有する場合をいい、被分割会社と分割会社は親子会社関係となる。これに対し、後者は、分割会社の株式を被分割会社の株主が取得する場合をいう。この場合、分割後に被分割会社が存続する、いわゆる不完全分割の場合には、被分割会社と分割会社が、被分割会社が消滅する完全分割の場合には分割会社相互間において、資本関係は存在せず、これらの会社の株式をすべて被分割会社の株主が保有する。

したがって、会社分割においては、会社財産の分割という分社化の要素に加えて、分割会社の株式を被分割会社の株主に交付するという要素が含まれる。このように、分割には会社財産等の物的要素の分割と株主等の人的要素の分割とに分析され、企業分割という場合にどの範囲を対象とするかにつき問題点が指摘されている。⁽³⁾ 本稿においては、会社分割、すなわち、会社財産等の分割にとどまらず、株主等人的要素の分割にも及ぶ場面を取り扱う。今後「分割」という語を用いる場合にはこの意味を指すものとする。

(1) 商法改正研究会による「商法改正要綱私案」商事法務五〇一号二二頁(一九六九年、以下研究会私案という)、吉田昂弁護士

による「会社の合併および分割に関する改正意見 分割の部(2)」「商事法務五三六号四頁(一九七〇年、以下吉田試案という)、また、商法改正研究会による、田村諄之輔「商法改正追加事項の検討(4)」「商事法務一〇七二号一頁(一九八六年、以下田村追加事項検討という)が挙げられる。

(2) 以下、分類については、通商産業省産業政策局産業組織課編『会社合併・分割の現状と課題』別冊商事法務一八七号一七三頁(商事法務研究会、一九九六年一〇月)による。

(3) 田村諄之輔「会社の分割—序論的考察」『会社の基礎的変更の法理』三四頁(有斐閣、一九九三年)

一、現行法制における企業分割——いわゆる「事実上の分割」——

1 いわゆる「事実上の分割」

現行法においては分割について直接取り扱う規定は存しない。しかし、大規模になりすぎた会社がある部門を独立させて能率化を図る、あるいは不振部門、資材部門、新製品開発部門などを独立させて営業努力をさせる、あるいは利益を分散させて節税を図るなど、実際上その需要は存する。⁽¹⁾そこで、現存する規定を流用することにより、分割を行うのと同じような効果をもたらすべく、いわゆる「事実上の分割」が行われている。大別すると次のような方法によるものとされる。

① 新会社の設立の際に被分割会社の分離する部門の営業を現物出資する方法

まず、被分割会社が、その営業を現物出資し、発起人となって新会社を設立する方法があげられる(一六八条一項五号)。

② 新会社の成立後の新株発行の際に当該営業を現物出資する方法

つぎに、予め新会社を設立し、その新会社の増資に際して、株式の対価として現物出資を行う方法があげ

られる（二八〇条ノ二第一項三号）。

③ 新会社が設立の際に財産引受の形で当該営業を譲り受ける方法

被分割会社が、新しく設立される会社（分割会社）の成立を条件に、その特定財産を売却等の契約により譲渡する方法があげられる（一六八条一項六号）。

④ 新会社が成立後に事後設立の形で当該営業を譲り受ける方法

被分割会社が、既存または新設の会社に対して、営業の譲渡を行う方法であり、新設会社の成立後、二年内に営業の譲受をする場合には、事後設立となる（二四六条一項）。

2 問題点と限界

本稿において問題とする事例、すなわち、閉鎖的株式会社の株主であるA・Bが、当該会社を分割するには、①の方法によると、この会社自身が発起人となり、定款を作成し、公証人の認証を受けることになる。そして発起人である会社の株式引受に際し、現物出資の給付を行い、裁判所による検査役の選任、当該財産に関する調査、取締役・監査役の選任および調査・報告を経て設立登記による手続が完了することになる。②の方法によるならば、一連の会社設立手続を経て会社が成立した後、新株発行に対して営業をもって株式の払い込みとし、このときにも裁判所による検査役の選任、当該現物出資の調査を経なければならぬ。③の方法によると、被分割会社と設立中の会社との間で会社の成立を条件として一定の財産を譲り受ける旨の契約を締結し、裁判所の選任による検査役の検査の承認を経なければならぬ。④の方法によると、成立後の会社において株主総会の特別決議を経て、裁判所の選任による検査役の検査を受けなければならぬ。

このようにいずれについても、裁判所により選任された検査役による出資財産の調査を受けねばならず（一七三条、二四六条）、これに伴い営業の一時停止をももたらすこととなる。この点につき実務的には短所として

とらえられているようである。⁽²⁾

会社の分割の場面においては、発起人以外の株式引受人の保護の要請はなく、また、簡易な分割（設立）が求められる点において、通常の設立の場面とは異なる。しかし、一個の株式会社として存在し、この会社の財産的基盤の確立、また関係する会社債権者を保護すべき要請、という点については通常の設立の場面と異なるところはないであろう。

他方、合併手続と比較するならば、手続的には合併契約書の承認（四〇八条一項）、および、債権者保護手続（四一六条一項、一〇〇条）を経ればたり、外部者による調査を要しない。この点を鑑みるならば、事実上の分割手続にかかわる検査役の調査は煩雑なものにとらえられるであろう。

合併手続は会社財産、営業の集中であるのに対して、分割手続はその分散である。これは、積極・消極両財産の分散を意味するものであることから、分散された消極財産を分散された積極財産で維持することができるかということが問題となる。検査役による調査はさておき、何らかの手続により、債権者保護の要請を充足することは必要である。

それぞれの方法を個別にみてみると、まず、①について、現物出資の目的は、貸借対照表上の資産の部に掲げられるものであるかぎり、その種類を問わない。債務を含む営業の全部または一部も現物出資の対象とすることができるが、⁽³⁾この場合、積極財産の総額が債務の総額を超過している場合にのみ現物出資の目的物となりうる⁽⁴⁾とされる。したがって、債務超過状態の営業を出資することにより、会社を分割することはできず、ここに分割のための手段として限界がみられることになる。この点については②も同様である。

また、②についてはこのほかにも、新会社設立についてその資金を必要とすることになる。

そして、③については、積極財産・消極財産の一括譲渡が可能となる利点が存するもの⁽⁵⁾、やはり新会社設

立のための資金が別途必要となり、会社を分割しようとするものにとって負担となろう。また、財産引受における財産の提供は金銭その他の株式以外の対価に対してなされるものであり、本稿における会社支配の分離を目的とした分割の手段としては適切ではない。

さらに④についても、新会社設立のための資金を別途用意せねばならない。

いわゆる「事実上の分割」の方法には、このような問題点や限界を指摘することができであろう。

また、これら以外にも問題点はある。すなわち、上記の方法はいずれも被分割会社が親会社となり、子会社である新会社を設立する場合、いわゆる「分社化」を行うための手法であり、被分割会社の一部分が分割会社として分離独立するが、すべての分割会社の株式は被分割会社が所有している。現行商法上、少なくとも被分割会社の株主に対して分割会社の株式を直接配当として交付することが認められていない⁶⁾。そこで、被分割額の資本の減少を行い、その資本減少の払戻金として、被分割会社の株主に持株数に応じて分割会社の株式を交付することになる⁷⁾。

ところが、これでは閉鎖的株式会社における内部紛争解決の手段としては充分とはいえない。たとえば、X会社をY会社、Z会社という二つの会社に分割したとする。この場合、X会社の株主、A・Bはそれぞれ持株数に応じてY・Z両会社の株式を保有することになる。これでは、会社を分割して、直接に、A・Bがそれぞれに別々の会社を支配できるようなこととはできない。相互に株式の譲渡を行うことも可能である。しかし、信頼関係が破綻した状況下にあつては、迅速かつ適正な取引を行うことは困難ではなからうか。そして、これでは紛争解決手段としては充分機能しうるとはいえないであろう。この点について、適切な対応を講じる必要があると思われる。

3 法整備の必要性

以上のような諸問題に鑑みるならば、会社を分割する手続につき検討するにあたっては、次のような点に注意する必要がある。

まず、簡易迅速な分割実現の要請と債権者保護の必要性との調和である。

手続を一挙に行い、かつ、分割のためのコストを下げることも望ましい。営利を追求する社団法人において、業務の停滞をもたらすがごとき手続は、会社の分割を望む企業家にとっては忌避するところである。また、煩雑な手続は分割手続完了までの時間を延ばしてしまう。これも、不利益である。

しかし他方において、安易な分割を認めることは債権者の利益を害することにつながる可能性がある。すなわち、会社の分裂は、会社財産の分裂であり、債権者にとっては担保価値の低下を意味する。⁽⁸⁾とするならば、この点についても配慮する必要がある。

また、手続の迅速性とも関連するが、被分割会社株主への分割会社株式の分配方法についても検討することを要するであろう。

現行法規を流用することによる、いわゆる事実上の分割手続によっては、分割会社の株式は被分割会社に帰属することになり、被分割会社株主たちは間接的に分割会社を支配することができるにすぎない。この被分割会社が所有する分割会社株式を被分割会社株主に直接帰属させるためには、資本減少の払戻金として分配するほかない。

この点、「親会社の株主に子会社の株式を直接帰属させることこそ会社分割の基本的要素」と表現されると⁽⁹⁾おり、またこれによらねば、社員関係を含む分割を実現することは困難である。また、分割会社株式の被分割会社株主への直接の帰属を認めることにより、分割手続の煩雑さが解消されるのみならず、株主が直接分割会

社を支配できるというメリットももたらされる。

分割手続を整備する方向性をこのようにとらえるならば、まさに分割手続は合併手続の裏返しとしてとらえられることになる。ゆえに合併に与えられる効果を分割に与えることもできようとの指摘もなされる。⁽¹⁰⁾ このような分割手続が実現されたとき、会社の分割が閉鎖的株式会社の内部分争解決のための手段として機能する途が開かれることになる。

そして、これらの点を考慮したうえで、紛争解決手段としての実効性の確保することの可能性を探らねばならない。これら諸条件を満たしたうえで、紛争解決手段として会社の分割が有効であるといえるか、会社を分割することによりもたらされるであろう問題点をも踏まえながら、検討することが必要である。

これらの点を踏まえ、会社分割に対してすでに提起されてきているいくつかの私案と、フランス商法典において定められている手続を検討してみる。

- (1) 北澤正啓『会社法』現代法律学全集一八、六八九頁〜六九〇頁（青林書院、第四版、一九九四年）参照。
- (2) 前掲会社合併・分割の現状と課題一七四頁以下。
- (3) 最判昭和四七年三月二日民集二六卷二号一八三頁。
- (4) 大隅健一郎『今井宏『会社法論上巻』一九九頁（有斐閣、第三版、一九九一年）、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(2)』一〇二頁「上柳克郎」（有斐閣、一九八五年）。
- (5) 最判昭和三八年一月二四日民集一七卷一二号一七四四頁。
- (6) 利益の配当は常に金銭をもってなすことを要し、例外は認められない。大隅『今井『会社法論中巻』四六七頁（有斐閣、第三版、一九九二年）参照。
- (7) 北沢前掲、田村前掲序論的考察四二頁。
- (8) 単純に一〇を五と五に分けたということで、価値が半分になったというだけではなく、それ以上に価値の低下がもたらされ

る、すなわち半分になったというだけにとどまらない、というようなことも考えられる。

(9) 田村前掲序論的考察四三頁。

(10) 田村前掲序論的考察。

二、フランス商法典における企業分割法制

閉鎖的株式会社における紛争解決手段として会社分割をとらえた場合、注目されるのは、分割にともなう受益会社株式の分配にある。すなわち、現行法下の事実上の分割手続においては、受益会社（新設会社）の株式は、会社に対して交付される被分割会社（出資会社）が株主となる。これに対して、会社分割においては被分割会社株主に対して直接に株式が交付されることになる。これを利用することにより会社支配権を株主に対して分配してしまおうとするものである。

ここで、フランス商法典における会社分割手続につき概観し、その可能性と問題点とを明らかにする。⁽¹⁾

1 分割手続

フランス商法典においては、その三七一条において、会社は分割によりその財産を複数の既存あるいは新設の会社に対し移転することができる⁽²⁾とされている。そして分割はつぎの三つの根本的要素により特徴づけられるとされる。すなわち、①被分割会社の清算を伴わない解散、②被分割会社の財産の包括的移転、③会社の債権債務および被分割会社の株主は財産を譲り受ける会社のものとして引き受けられる、⁽³⁾という点である。

まず、分割に関係する会社は、所定の事項を記載した分割計画書を作成し⁽⁴⁾（L. art. 374）、特別総会による承認を経なければならぬ（L. art. 376）。

分割が新無名会社に対する出資のみによりなされる場合、新会社はそれぞれ分割された会社の財産以外の財産を要することなく成立する。この場合、新会社の定款の原案は、一人あるいは複数の出資監査役 (*le commissaire aux apports*) の報告を考慮して (*L. art. 377 et 378*)、被分割会社の臨時株主総会の特別決議により承認される (*L. art. 376*)。各々新会社における株主総会による分割承認決議を要しない。他方、新会社の各々株式は被分割会社の資本における権利に比例して被分割会社の株主に帰属する (*L. art. 383*)。

2 分割の特色

(1) 分配および出資評価の特色

被分割会社の解散は、分割の中心的手続であり、これより他の効果が導かれ、これにより会社上の権利移転に伴う財産・権限の包括的移転が承認される。このような分割については次のような特色があることが指摘される。

まず分割会社の債権債務を譲り受ける会社において実行される分割の方法は、各会社の優良なる部門はより多くの消極財産を負担しなければならない、さもなければ出資は認められない、という唯一の制限をのぞいて全く自由であるとされる⁽⁵⁾。

この留保を充足する限り、すべての消極財産をあるひとつの会社が引き受け、他の会社はもっぱら積極財産を引き受けるのみである、というような分割もなされうる。この場合は、当然のことながら、いかなる比例配分も尊重されないことになる。

また、分割の場合には、二つあるいはそれ以上の会社により承継されることになり、これらの会社はそれぞれ完全な権利を有する。しかし、資産が明らかに分割を対象としたものではない場合、あるいは不測の負債が生じた場合、これらにつき権利あるいは責任の分配がどのように行われるのか問題となるが、分割が異なる営

業を営む二つの会社に対する出資により実行された場合、負債の負担についてはより関連性が認められる方に負担させられるべきとされる⁽⁶⁾。

同様の問題は、分割の開始のときから最終的な手続の終了のときまでの間に、被分割会社の事業規模縮小にともなう、および事業活動の結果として受益会社による払戻（償還）にもみられる。分割評価は明確な方法によらねばならない。

また、出資財産の評価は被分割会社により作成された貸借対照表をもとに行われる。これは、出資された財産の現実の価値を明らかにする「分割貸借対照表」の作成の基礎として役立つ。

このような分割の特徴は、純粹分割の場合、すなわち新設会社に対する出資の場合において顕著に現れるとされる⁽⁷⁾。

(2) 受益会社による株式分配

受益会社の株式の分配については、次のような点が注目される。すなわち、分配にあたっては、それぞれの種類の株主の個々の部分を尊重し、投資証券所持人あるいは、場合によっては発起人株所持人についても尊重する、そして、被分割会社において有していた権利の割合に従い分配する、という点である⁽⁸⁾。

この比例について、次のような点が指摘される。

被分割会社の発行する株式が一種類であり、この一〇パーセントを保有する株主について考えてみるならば、この者は各受益会社が発行する株式の一〇パーセントを取得することができる。また、それぞれの株式の付加価値についてもこの割合で取得することになる。しかし、各受益会社が発行する株式全体の一〇パーセントという割合で受益会社のひとつが発行する株式のみを取得することができるというのである。たとえば、X会社がそれぞれ独立したY社、Z社に対しその資産を出資した場合、全体として、その有する株式の割合を尊重す

る限りにおいて、元来X社の株主であったものがY社の株式のみを受け取ることを、あるいはZ社の株式のみを受け取れることを妨げるものはない。これにより、被分割会社において一〇パーセント出資者にすぎなかつた株主が、ひとつの会社を完全に支配することができることになる。これを敷衍するならば、等分の出資者からなる二人会社が、Y社、Z社の二社に出資され、それぞれの会社の株式を半分ずつ受けることも、どちらか一方の株式を受けることもできるといふことになる⁽⁹⁾とされる。しかしながら、このような分配は被分割会社の株主全員の一致による⁽¹⁰⁾ときにのみ有効であるとされる。

3 株主保護

被分割会社の株主としての地位は、受益会社の株主の地位という形で維持されることになる。すなわち、既存会社に対する出資として分割が行われた場合には、それぞれの受益会社において、株主としての地位を得る。

具体的な分割手続においては、被分割会社に複数の種類の株主が存するときには、各種の特別株主總會により、分割の承認を得なければならぬ。さもなくば、分割手続は行われ得ないことになる。また、解散につき、発起人持分の所持人を招集しその承認を求めなければならぬ。これに反対する者は、その権利が尊重されないときには、発起人持分の総体の名においてその利害につき訴訟を提起することができるにとどまる (Loi 23 janvier 1929, art. 10)。

4 債権者保護手続

債権者についても、原則として、被分割会社に対して有していたすべての利害が尊重される。

各受益会社は、分割の結果、被分割会社の債権者に対し連帯してその債務を負担するのが原則である (L. art. 385)。しかし、約定により受益会社は、負債の一部についてのみ連帯債務関係を排除し、各受益会社が個別に責任を負担することができる⁽¹¹⁾とされている (L. art. 386)。これは、債権者にとって有利な連帯責任が、受益会社に

とつては受ける資産とは無関係に債務の負担をさせられるという過度の負担が課せられることに對する配慮であると説明される。⁽¹¹⁾しかし他方、これでは各受益会社の支払能力は元々の会社、被分割会社に比して低下している可能性がある。そこで、この場合には、社債権者以外の債権者は、分割に對する思議を申し立てることができる(L. art 386 al. 2)。

さらに、とくに社債権者を保護する規定が設けられている。まず三八四条は、社債権者の単なる請求に對する会社の償還の申し出がない限り、被分割会社は特別債権者集会を開催し承認を得なければならぬと規定している。しかし、承認を得られなかった場合でも取締役会はこれを無視することができる。ただしこの場合、社債権者集会はその反対者總体の代表者に会社に對し分割の異議を申し立てる権限を付与することができる(L. art 384-1)。

償還の申し出がなされた場合、受益会社もまた償還の請求がなされた社債について連帯債務者となる(L. art 384 al. 2)。この点、あるひとつの会社に對し社債の償還請求がなされた場合について規定が存しないが、これについては、分割計画書によりその対処方法を設けることができると指摘される。⁽¹²⁾

被分割会社が、転換社債、交換社債あるいは新株引受権付社債を発行している場合、償還の申し出について特別な規定が用意されているわけではない。

その代わりに、発行会社は、あらかじめ転換社債所持人、交換社債所持人との協議を持たなければならない。⁽¹³⁾ここで転換社債所持人より分割の承認を得られなかった場合、あるいは集会により有効な審議がなされなかった場合、その名において異議を申し立てる権限を社債権者により法定の条件においてその代表者に付与することができるとができる。交換社債権者により分割が拒絶された場合には、分割を行うことはできない。また、新株引受権附社債所持人の協議において、分割は債権の一般法理により生じうる。

なお、分割につき異議のある債権者は、分割計画書の最終の法定公告の日から三〇日以内に商事裁判所に申し立てなければならぬ(D. art 261)。ただし、裁判所はこの申立てを棄却し、または債務の弁済を命じ、もしくは受益会社が担保を提供しそれが充分であると認められるときには担保の設定を命じることが出来る(L. art 381 al. 2)。

5 小 括

これまで無名会社について述べてきたことは、有限責任会社(S.A.L.R. : société à responsabilité limitée)についてもあてはまる。また、同様の方法により、他の会社形態をとる会社の利益のために分割は行われうる。たとえば、有限責任会社は既存の無名会社の利益のために分割されることができ、また分割によりあらたな有限責任会社が創設されることもある。そして、有限責任一人企業(E.U.R.L. : entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée)も分割の対象となりうる⁽¹⁴⁾とされる。

このような分割手続等を概観するなかで、次のような注目されるべき点がある。まず、「分割会社の債権債務を譲り受ける会社において実行される分割の方法は、各会社の優良なる部門はより多くの消極財産を負担しなければならぬ、さもなければ出資は認められない」という制限を充足するのであるならば、いかなる比例配分も尊重する必要がないという点である。そして、被分割会社の株主全員の一致があるならば、二人の社員が半分ずつ持分を有する有限責任会社が、X社、Y社の二社に出資され、それぞれの会社の株式を半分ずつ受けることも、どちらか一方の株式を受けることもできる、という点である。

これらの点によるならば、被分割会社における企業活動の実体および株主の支配率に応じた会社の分割が可能となり、さらに株式の割当により、対立関係にある株主がそれぞれ別個の会社において会社の支配権を獲得することができることになる。すなわち、会社の分割を株主間において生じた緊張関係・不和对立関係を解決

255 するための手段としても活用できるように思われる。⁽¹⁵⁾

(1) なお、フランス商法典における分割手続についてはすでに数多くの研究が公にされていることから、その紹介については最小限にとどめたい。この点については、大野前掲、田村前掲序論的考察三六頁以下、荒木正孝「株式会社『分割』の法的構成―社史による実態分析とフランス新会社法を手がかりとして―」早稲田大学大学院法学研究科論文集第二二号一七頁（一九八五年）、吉田正之「フー佳子」会社分割についての「考察」慶応義塾大学大学院法学研究科論文集第二二号一七頁（一九八五年）、北澤千ンス法における株式会社の資産の一部出資」一橋研究第一二巻四号一三二頁（一九八八年）、同「フランスにおける会社分割制度の沿革―一九六六年会社法改正に至るまで―」山形大学紀要（社会科学）第二二巻第二号一四三頁（一九九二年）、山田純子「会社分割の規制(1)(2)」民商九九巻六号八一三頁、同一〇〇巻二二六三頁、森田邦夫「企業分割―概論・現状の問題と立法について―」松山四巻三三三頁以下（一九九二年）参照。また、条文の邦訳については、荒木正孝「会社の合併および分割に関するフランス会社法の改正」駒論五〇号四三頁以下（一九九五年）参照。

(2) この定義によると、いわゆる分割と分割合併との法的意義の区別がなされていないとされる。すなわち、一九八八年法採用以前には、いわゆる分割とはもっぱら新設会社に対しその資産を移転する場合をいい、もっぱら既存の会社に対しその財産を移転する場合であり、既存会社・新設会社同時に移転する場合であり、分割合併というものとされてきた。しかし、この区別は既に放棄されており、現在の分割概念はより広く用いられていると指摘される。CHADEFAUX (Martial), *les fusions de sociétés ; régime juridique et fiscal*, 2e éd, Paris, Jean-Pierre Casimir, 1995, n° 719, p269.

(3) CHADEFAUX (Martial), *op. cit.*, n° 720, p. 269.

(4) V. décret du 23 mars 1976, art. 254.

(5) V. CAILLAUD (B.) et DURAND (P.), *La pratique des FUSIONS, SCISSIONS ET APPORTS PARTIELS*, 4e éd, Masson, Paris, J. DELMAS et C^e, 1985, p. 159.

(6) V. CAILLAUD (B.) et DURAND (P.), *op. cit.*, p. 160. しかし、このような問題は、あらかじめ書面を作成しておくことがなければ解決が困難であることも指摘される。具体的には、「当該会社が出資にかかる書面において明確でなくともすべての債務を負担することを条件に、明らかに他の会社に提供されないすべての積極財産を引き受けること。」「営業財産の出資がひとつの会社に対してなされ、他の要素がその他の会社に対して出資されたとき、分割の対象とされていない資産および負債は

営業財産に含まれ法的実体を形成するものとして認められるという点。」のような規定が必要とされる。

- (7) V. CAILLAUD (B.) et DURAND (P.), *op. cit.*, p. 159.
- (8) V. CAILLAUD (B.) et DURAND (P.), *op. cit.*, p. 161.
- (9) *ibid.*
- (10) *ibid.*
- (11) Ripert (G.) et Roblot (R.), *Traité de Droit Commercial*, 16e éd, t. 1, L.G.D.J., Paris, 1996, n° 1559, p. 1152.
- (12) V. CAILLAUD (B.) et DURAND (P.), *op. cit.*, p. 164.
- (13) 転換社債所持人について、一九七条、交換社債所持人について、二〇七条参照。
- (14) CHADEFAYX (Martial), *op. cit.*, n° 721, p. 269.
- (15) V. CAILLAUD (B.) et DURAND (P.), *op. cit.*, p. 161 ; JUGLART (Michel), IPPOLITO (Benjamin), *cours de Droit Commercial, avec travaux dirigés et sujets d'examen*, v. II, 9e éd, Paris, Montchrestien, 1992, n° 927, p. 836.

三、企業分割と紛争解決

1 問題点

フランス商法典における会社の分割をみると、紛争解決手段として非常に有効であると思われる側面を有している。しかし、この制度の積極的な運用にあたっては、いくつかの問題点を克服することが必要と思われる。

(1) まず、受益会社の株式の分配にかかわる問題である。フランス商法典においては、会社を分割するに際して、債権債務を必ずしも比例的に分配しなければならないわけではないことについてはすでに指摘した。これによるならば、企業の実態に則しつつ柔軟な分割を行うことができる。そして、株主達の会社における持

株比率に応じた企業の分割も不可能ではないかのように思われる。しかし、有機的組織体としての営業をさらに分割しながら会社を分割することは適当な手段とはいえない。ここに限界があるものと思われる。これにより、株主の持株数に応じた会社の分割についても一定の限界があると思われる。とするならば、ひとつの会社を分割することにより対立関係にある株主を分離し、それぞれが独立して会社の支配権を獲得するということが、いつも実現できるわけではない。被分割会社における持株比率に応じた株式の分配を行う以上このようにならざるをえない。ある会社が分割され、X社、Y社の二社が新設されたとする。このとき、たとえば、株主AがX社の株式すべてとY社の株式の一部を、株主BがY社の株式の残部を取得する、というような状態になる。この状況下においては、AがX社を単独で支配するとともに、Y社に対しても影響力を持ち、BがY社に完全な支配権を確立するには、Aが保有するY社株式を譲り受けねばならない。分割手続を整え、一回的手続による会社の分割が可能となったとしても、即ち紛争解決の手段として万全というわけではない。

- もつとも、フランス商法典の手續に倣い、「一社のみ株式を取得しようとしたときには、全株主の同意を必要とする」とするならば、上記のごとき部分的な株式譲渡を可能にするような素地はあるように思われる。
- (2) また、ひとつの企業が二つに分裂した場合、個別会社規模が縮小されることにより、元々の会社が有していた、いわゆるスケールメリットを失うことが考えられる。これにより株主からするならば、収益率の低下、債権者からするならば責任財産の減少・担保価値の低下という不利益が生ずることが考えられる。

確かに、株主の問題については、すでに指摘されているように、分社が会社の一部門の経営効率を高めるために行われるという点に鑑みるならば、このような不利益は⁽¹⁾一時的なものであり、各会社の経営努力により克服できるものであるとされるかもしれない。また、会社を分割することにより会社の支配関係を分離す

るが、会社経営については従前の通り密接な関連を持ちながら続けていくという、いわばグループ化を進めることも考えられる。そして、これによりスケールメリットの低下を抑えるということも考えられる。株主間の対立関係を解消するために会社を分割したというときに、経営については連携する、ということが可能であるのか疑問なしとしないが、このような対応策も考えられよう。

他方、債権者の側の問題については、どうであろうか。

ここで、資本減少、会社の組織変更の場合と比較してみる。資本減少手続における債権者保護規定としては、債権者は異議を申し立てることができ、会社は異議を申し立てた債権者に対して弁済し、もしくは相当の担保を供し、また債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社に相当の財産を信託しなければならぬ。これに反するときには、債権者は資本減少無効の訴えを提起することができる(三七六条二項、一〇〇条)。社債権者が異議を述べるときには社債権者集会の決議が必要である(三七六条三項)。

また、株式会社から有限会社への組織変更においては、社債の償還が終了していることのほか(有六四条一項但書)、組織変更が資本減少を伴わない限り債権者保護手続を要求していない(有六八条、商一〇〇条参照)。

このように、現行商法においては債権者は資本関係を中心にその保護が問題とされ、またその範囲内で完結している。とするならば、会社の分割の場合にも、資本減少の場合における債権者保護手続と同様の制度を整備すればよいということになるのか。

すでに指摘されてきたように、フランス商法典においては、受益会社間に連帯責任を負わせ、債権者の保護をはかっている。社債権者については、単純な請求に対し会社が償還に応じる旨の申し出がなされない限り社債権者集会による分割の承認を得なければならぬとされている。それ以外の債権者については、受益会社が連帯して責任を負う限り分割に対する異議の申し立てをする機会には保障されていない。しかも、この異議の申

し立てできえも、分割手続の進行を妨げることはないとしている(L. art 381 al. 4)。ただし、分割に伴う即時弁済の契約をなすことはできる。

この点については、研究会私案もフランス商法典上の規制に倣いつつ、一方において商法一〇〇条を準用するとしている⁽²⁾。これに対して、吉田私案によれば、同様に商法一〇〇条を準用するとしつつ、分割後の会社が連帯して債務を負担するときにはこの限りではないとする⁽³⁾。

本稿におけるような問題意識のもとにおいていかなる規制が求められるであろうか。とりわけ、規模の小さい会社が分割される時、その債権者保護についてはどのような配慮が必要か。まず、会社を分割することにより、個別会社の規模の縮小、個別会社の資本の縮小がもたらされ、受益会社を計算上統合したとしても被分割会社が元来有していた経済的能力に及ばない場合があるのではないかと考えられる⁽⁴⁾。このような場合には、分割そのものが会社債権者にとって不利益であるということになるのではないであろうか。そして、この問題点は、小規模会社においてより深刻な問題となる。

また、現行諸規定によるならば、債権者の異議申立は資本の減少を伴う場合に認められている。確かに、受益会社間で被分割会社債権者に対し連帯して債務を負担するならば、資本の減少に伴う不利益が生じない、と考えることができるかもしれない⁽⁵⁾。しかし、現行商法一〇〇条三項にいう担保として提供するあるいは信託する財産は、その債権の名目額に相当する価額でなければならぬと解されていることから、単に連帯して債務を負担するのみでは足りないのではないであろうか。これらの点に鑑みるならば、債権者の異議について、現行法諸規定との均衡から、受益会社による連帯責任がなされたとしてもこれを認める必要があるということができるまいであろうか。

2 分割による紛争解決

株式会社における、とりわけ閉鎖的会社における紛争解決手段として会社の分割を考えてきたとき、上述のような問題点はある。とりわけ、会社債権者に関する問題については、一層の議論を要するかもしれない。企業の要請を容れるあまり、会社債権者の利害が害されてはならない。この点については、現行規制におけると同程度、あるいはさらに分割手続の特性から加重された規制を設けることにより応じなければならない。

しかし、このように検討を要すことはあるが、会社の分割により当該会社の紛争解決を図ることもできるとくに株主間に対立関係があるような小規模の閉鎖的株式会社においては、これら株主を分離し、各々が分割された各会社を支配することにより紛争解決することができる、有効な手段であると考えられる。

- (1) 北澤前掲。
- (2) 研究会私案六1、2参照。ただし、債権者異議申立権については問題点が指摘されている。田村追加事項検討前掲一七頁。
- (3) 前掲吉田私案四参照。
- (4) 森田前掲五五四頁以下は、とりわけ中小会社の分割における独自性の確保および分割の効果について有限責任制度の本質からの議論が必要であると指摘される。
- (5) 前掲吉田私案四参照。同私案によると、分割後の新設会社および存続会社が連帯して責任を負うことを約することは相当の担保を提供したことになると思われる。商事法務五三六号三頁。
- (6) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(1)』四〇八頁「今井宏」(有斐閣、一九八五年)。

むすび

企業結合法制の整備が進められるなか、その裏返しとしての企業分割の手続的整備を求める声は多く、またこの点についての研究も随分なされてきたことはすでに示したとおりである。この企業分割を求める動機については様々なものをあげることができであろう。この動機のひとつとして、紛争解決手段として分割手続を用いることはできないか、またそのような用い方をするにあたっては、どのようなことに留意すべきか、法整備の必要性の観点から検討を加えてきた。

分割手続が、いわゆる分社化のように会社の物的側面の分割のみを対象とするのではなく、人的側面の分割をも視野に入れる必要が説かれてきた。この人的側面の分割も含め、会社組織を分離することにより、対立関係にある株主達を分離し各々が各々に会社を支配することにより対立関係を解消しようと言うものである。これによるならば、それまで築いてきた信用、その他有形無形の財産を継続して利用することができ、また、株主間において公平にその利益を享受することができる。

しかしながら、とりわけ閉鎖的株式会社における株主間の紛争解決手段に関し、投下資本の回収を中心として検討されてきた手段とは、その趣を異にする点も多い。また、株式買取請求権のような結論としての明確性についても十分とは言えない点もあるように思われる。しかし、企業継続に利益を確保できるという点からも、企業分割による株主間の紛争解決には有意であると思う。もつとも、この有意性は新たな問題を生じさせる点にも注意を要する。これらについては、今後さらに研究を重ねる所存であるが、この点についても、フランス商法典における法規制とその運用は参考となるものと考ええる。

本稿は、平成九年度 松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。

紛争解決手段としての企業分割に関する一考察